

令和 5 年

第 2 回 定例県議会議案

群馬県

令和 5 年第 2 回定例県議会議案目次

第 8 1 号議案	令和 5 年度群馬県一般会計補正予算（第 1 号）	5 頁
第 8 2 号議案	令和 5 年度群馬県電気事業会計補正予算（第 1 号）	9
第 8 3 号議案	令和 5 年度群馬県団地造成事業会計補正予算（第 1 号）	10
第 8 4 号議案	群馬県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	12
第 8 5 号議案	群馬県県税条例の一部を改正する条例	14
第 8 6 号議案	森林環境の保全に係る県民税の特例に関する条例の一部を改正する条例	28
第 8 7 号議案	群馬県認定こども園の認定基準に関する条例の一部を改正する条例	30
第 8 8 号議案	群馬県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	31
第 8 9 号議案	群馬県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例	32
第 9 0 号議案	群馬県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例	34
第 9 1 号議案	群馬県宅地造成等規制法関係手数料条例の一部を改正する条例	35
第 9 2 号議案	群馬県道路交通法及び自動車の保管場所の確保等に関する法律関係手数料条例の一部を改正する条例	36
承 第 2 号	専決処分の承認について	37
報 第 2 号	報 告 書	121

第 8 1 号議案

令和 5 年度群馬県一般会計補正予算（第 1 号）

令和 5 年度群馬県の一般会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 9 4 6, 7 3 5 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 8 2 0, 6 4 6, 7 3 5 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 2 条 債務負担行為の補正は、「第 2 表債務負担行為補正」による。

（県債の補正）

第 3 条 県債の補正は、「第 3 表県債補正」による。

令和 5 年 5 月 1 7 日提出

群馬県知事 山 本 一 太

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
7 分 担 金 及 び 負 担 金		2,999,128	△389,000	2,610,128
	2 負 担 金	2,844,235	△389,000	2,455,235
9 国 庫 支 出 金		154,025,651	439,806	154,465,457
	2 国 庫 補 助 金	98,581,263	439,806	99,021,069
11 寄 附 金		65,521	21,500	87,021
	1 寄 附 金	65,521	21,500	87,021
12 繰 入 金		48,731,466	1,224,429	49,955,895
	2 基 金 繰 入 金	45,279,571	1,224,429	46,504,000
15 県 債		48,560,000	△350,000	48,210,000
	1 県 債	18,560,000	△350,000	18,210,000
歳 入 合 計		819,700,000	946,735	820,646,735

2 歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
5 生 活 こ ど も 費		38,095,452	126,414	38,221,866
	5 児 童 福 祉 ・ 青 少 年 費	6,984,836	126,414	7,111,250
6 健 康 福 祉 費		201,382,888	1,797,141	203,180,029
	1 健 康 福 祉 費	7,490,403	13,131	7,503,534
	3 医 務 費	11,716,182	782,505	12,498,687
	4 介 護 高 齢 費	30,702,773	782,505	31,485,278
	9 国 保 援 護 費	50,384,172	219,000	50,603,172
7 環 境 森 林 費		18,430,840	△991,500	17,439,340
	4 自 然 環 境 費	1,712,543	△991,500	721,043
10 産 業 経 済 費		8,347,980	10,000	8,357,980
	3 地 域 企 業 支 援 費	3,954,626	10,000	3,964,626
13 教 育 費		156,369,309	4,680	156,373,989
	5 特 別 支 援 学 校 費	14,711,831	4,680	14,716,511
歳 出 合 計		819,700,000	946,735	820,646,735

第2表 債務負担行為補正
変 更

事 項	補 正 前	補 正 後
	限 度 額 (千円)	限 度 額 (千円)
社会資本総合整備（河川）工事請負契約	300,000	450,000

第3表 県 債 補 正
変 更

起 債 の 目 的	補 正 前	補 正 後
	限度額(千円)	限度額(千円)
自 然 公 園 等 整 備 費	376,000	26,000

第 8 2 号議案

令和 5 年度群馬県電気事業会計補正予算（第 1 号）

（総 則）

第 1 条 令和 5 年度群馬県電気事業会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

第 2 条 令和 5 年度群馬県電気事業会計予算第 5 条に定めた債務負担行為を次のとおり補正する。

追 加

事 項	期 間	限 度 額（千円）
板倉ニュータウンにおける 地域マイクログリッド事業 及び水素利活用事業契約	令 和 6 年 度	586,900

令和 5 年 5 月 1 7 日提出

群馬県知事 山 本 一 太

第 8 3 号議案

令和 5 年度群馬県団地造成事業会計補正予算（第 1 号）

（総 則）

第 1 条 令和 5 年度群馬県団地造成事業会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第 2 条 令和 5 年度群馬県団地造成事業会計予算（以下「予算」という。）第 2 条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

（1）分譲

区分	既 決 予 定 量		補 正 予 定 量		計	
	分譲面積	分譲収益	分譲面積	分譲収益	分譲面積	分譲収益
イ 産業団地分譲	316,847㎡	5,154,181 千円	55,767㎡	1,282,638 千円	372,614㎡	6,436,819 千円
藤岡インター チェンジ西 産 業 団 地			55,767㎡		55,767㎡	

（収益的収入及び支出）

第 3 条 予算第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（ 科 目 ）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
	収	入	
第 1 款 団地造成事業収益	6,207,116千円	1,475,033千円	7,682,149千円
第 1 項 営 業 収 益	6,205,650千円	1,282,638千円	7,488,288千円
第 3 項 特 別 利 益		192,395千円	192,395千円
	支	出	
第 1 款 団地造成事業費用	5,623,109千円	1,282,639千円	6,905,748千円
第 1 項 営 業 費 用	5,584,746千円	893,632千円	6,478,378千円
第 4 項 特 別 損 失		389,007千円	389,007千円

（資本的収入及び支出）

第 4 条 予算第 4 条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額

5,103,233千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額5,996,865千円」に、「過年度分損益勘定留保資金5,088,233千円」を「過年度分損益勘定留保資金5,981,865千円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	支	出	
第1款 団地造成事業 資本的支出	5,106,510千円	893,632千円	6,000,142千円
第1項 土地造成費	4,598,886千円	893,632千円	5,492,518千円

(債務負担行為)

第5条 予算第5条に定めた債務負担行為を次のとおり補正する。

追 加

事 項	期 間	限 度 額 (千円)
板倉ニュータウンにおける 地域マイクログリッド事業 及び水素利活用事業契約	令和6年度	134,300
グリーンブロック造成工事 請 負 契 約	令和6年度	370,000

(重要な資産の取得及び処分)

第6条 予算第9条に定めた重要な資産の取得及び処分を次のとおり補正する。

変 更

種 類	名 称	既決数量	補正数量	計
1 取得する資産	土地 藤岡インターチェンジ 西産業団地		55,767㎡	55,767㎡

種 類	名 称	既決数量	補正数量	計	処分の態様
2 処分する資産	土地 藤岡インターチェンジ 西産業団地		55,767㎡	55,767㎡	売払い

令和5年5月17日提出

群馬県知事 山 本 一 太

第八十四号議案

群馬県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

群馬県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成十一年群馬県条例第四十三号）の一部を次のように改正する。

別表第一の十八の項上欄中「宅地造成等規制法（」を「宅地造成及び特定盛土等規制法（」に改め、「。以下この項において「法」という。」を削り、「宅地造成等規制法施行令」を「宅地造成及び特定盛土等規制法施行令」に改め、「。以下この項において「政令」という。」を削り、「宅地造成等規制法施行規則」を「宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則」に改め、「。以下この項において「省令」という。」を削り、同欄(一)中「法」を「宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和四年法律第五十五号。以下この項において「改正法」という。） 附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた改正法による改正前の宅地造成等規制法（昭和三十六年法律第九十一号。以下この項において「旧法」という。）」に改め、同欄(二)から(四)までの規定中「法」を「改正法附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた旧法」に改め、同欄(五)中「政令」を「改正法附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた宅地造成等規制法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和四年政令第三百九十三号）による改正前の宅地造成等規制法施行令（昭和三十七年政令第十六号）」に改め、同欄(六)中「省令」を「改正法附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた宅地造成等規制法施行規則及び畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和五年農林水産省・国土交通省令第三号）」による改正前の宅地造成等規制法施行規則（昭和三十七年建設省令第三号）」に、「法」を「旧法」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和五年五月十七日提出

群馬県知事 山本 一 太

「注」 宅地造成等規制法の改正に伴い、所要の改正を行おうとするものである。

第八十五号議案

群馬県県税条例の一部を改正する条例

第一条 群馬県県税条例（昭和二十五年群馬県条例第三十二号）の一部を次のように改正する。

第十八条第三項中「対する法人税額」の下に「（各対象会計年度（同法第十五条の二に規定する対象会計年度をいう。）の国際最低課税額（同法第八十二条の二第一項に規定する国際最低課税額をいう。）に対する法人税額を除く。以下同じ。）」を加える。

第二十五条を次のように改める。

（公示送達）

第二十五条 法第二十条の二の規定による公示送達は、公示事項（同条第二項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。）を規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を行政県税事務所等（送達すべき書類を発した行政県税事務所又は群馬県自動車税事務所をいう。以下この条において同じ。）若しくは県庁の揭示場に揭示し、又は公示事項を行政県税事務所等若しくは県庁に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによりするものとする。

第四十条第一項第四号中「と個人の市町村民税の課税額」を「、個人の市町村民税の課税額及び森林環境税（森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成三十一年法律第三号）第一条に規定する森林環境税をいう。）の課税額」に改める。

第四十一条の見出し中「払込」を「払込み」に改め、同条中「第四十二条第三項」を「第七百三十九条の四第二項」に、「払込む」を「払い込む」に改める。

第四百七十七条の七第一項第一号イ中「第九条の四第一項」の下に「（同条第二十八項から第三十項までの規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を加え、同号イ(2)中「この号」を「この条」に、「百分の六十五」を「百分の七十」

に改め、同号ロ中「第九条の四第二項」の下に「（同条第二十八項から第三十項までの規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を加え、同号ロ(2)中「百分の七十五」を「百分の八十」に改め、同号ハ中「二・五トン」を「三・五トン」に改め、「第九条の四第三項」の下に「（同条第三十項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を加え、同号ニ中「二・五トン以下のトラック」を「三・五トン以下のバス」に改め、「第九条の四第四項」の下に「（同条第三十項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を加え、同号ニ(1)(i)中「二分の一」を「四分の三」に改め、同号ニ(1)(ii)中「四分の一」を「二分の一」に改め、同号ニ(2)を次のように改める。

(2) エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上であること。

第四百七十七条の七第一項第一号ホ中「二・五トンを超え」及び「バス又は」を削り、「第九条の四第五項」の下に「（同条第二十八項又は第三十項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を加え、同号ホ(2)を次のように改める。

(2) エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率であつて令和四年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この条において「令和四年度基準エネルギー消費効率」という。）に百分の九十五を乗じて得た数値（車両総重量が二・五トン以下のトラックにあつては、令和四年度基準エネルギー消費効率）以上であること。

第四百七十七条の七第一項第一号ヘ中「バス又は」を削り、「第九条の四第六項」の下に「（同条第三十項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を加え、同号ヘ(2)中「平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百十五を乗じて得た数値」を「令和四年度基準エネルギー消費効率」に改め、同項第二号イ中「第九条の四第七項」の下に「（同条第二十九項又は第三十項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を加え、同号イ(2)中「百分の六十五」を「百分の七十」に改め、同号ロ中「第九条の四第八項」の下に「（同条第二十九項又は第三十項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を加え、同号ロ(2)中「百分の七十五」を「百分の八十」に改め、同項第三号イ中「第九条の四第九項」の下に「（同条第二十九項又は第三十項の規定により読み替えて適用す

る場合を含む。」を加え、同号イ(2)中「百分の六十五」を「百分の七十」に改め、同号ロ中「第九条の四第十項」の下に「(同条第二十九項又は第三十項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」を加え、同号ロ(2)中「百分の七十五」を「百分の八十」に改め、同号ホ中「第九条の四第十三項」を「第九条の四第十五項(同条第三十項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」に改め、同号ホ(2)を次のように改める。

- (2) エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率であつて平成二十七年以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(以下この条において「平成二十七年基準エネルギー消費効率」という。)に百分の百十を乗じて得た数値以上であること。

第四百四十七条の七第一項第三号ホを同号トとし、同号ニ中「バス又は」を削り、「第九条の四第十二項」を「第九条の四第十四項(同条第三十項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」に改め、同号ニ(2)中「平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百十五を乗じて得た数値」を「令和四年度基準エネルギー消費効率」に改め、同号ニを同号ヘとし、同号ハ中「バス又は」を削り、「第九条の四第十一項」を「第九条の四第十三項(同条第三十項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」に改め、同号ハ(2)中「平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百十」を「令和四年度基準エネルギー消費効率に百分の九十五」に改め、同号ハを同号ホとし、同号ロの次に次のように加える。

ハ 車両総重量が三・五トン以下のバスのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第九条の四第十一項(同条第三十項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)に規定するもの

- (1) 次のいずれかに該当すること。
- (i) 平成三十一年軽油軽中量車基準に適合すること。
- (ii) 平成二十一年軽油軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二十一年軽油軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の十分の九を超えないこと。
- (2) エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率以上であること。

ニ 車両総重量が三・五トン以下のバスのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第九条の四第十二項（同条第三十項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定するもの

(1) 平成二十一年軽油軽中量車基準に適合すること。

(2) エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上であること。

第四百四十七条の七第二項第一号イ中「乗用車」を「営業用の乗用車」に、「第九条の四第十四項」を「第九条の四第十六項（同条第二十八項から第三十項までの規定により読み替えて適用する場合を含む。）」に改め、同号ロ中「車両総重量が二・五トン以下のバス又はトラック」を「自家用の乗用車」に、「第九条の四第十五項」を「第九条の四第十七項（同条第二十八項から第三十項までの規定により読み替えて適用する場合を含む。）」に改め、同号ロ(2)中「平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百十五」を「令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の七十」に改め、同号ロに次のように加える。

(3) エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率以上であること。

第四百四十七条の七第二項第一号ハ中「二・五トンを超え」及び「又はトラック」を削り、「第九条の四第十六項」を「第九条の四第十八項（同条第三十項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」に改め、同号ハ(1)(i)中「二分の一」を「四分の三」に改め、同号ハ(1)(ii)中「四分の一」を「二分の一」に改め、同号ハ(2)中「平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値」を「令和二年度基準エネルギー消費効率」に改め、同号ニ中「バス又は」を削り、「第九条の四第十七項」を「第九条の四第二十項（同条第三十項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」に改め、同号ニ(2)中「平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百十」を「令和四年度基準エネルギー消費効率に百分の九十五」に改め、同号ニを同号ホとし、同号ハの次に次のように加える。

ニ 車両総重量が二・五トン以下のトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第九条の四第十九項（同条第二十八項又は第三十項の規

定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定するもの

(1) 次のいずれかに該当すること。

(i) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(ii) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(2) エネルギー消費効率が令和四年度基準エネルギー消費効率に百分の九十五を乗じて得た数値以上であること。

第四百四十七条の七第二項第二号を次のように改める。

二 次に掲げる石油ガス自動車

イ 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第九条の四第二十一項（同条第二十九項又は第三十項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定するもの

(1) 次のいずれかに該当すること。

(i) 平成三十年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(ii) 平成十七年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(2) エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の六十を乗じて得た数値以上であること。

(3) エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率以上であること。

ロ 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第九条の四第二十二項（同条第二十九項又は第三十項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定するもの

(1) 次のいずれかに該当すること。

(i) 平成三十年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(ii) 平成十七年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(2) エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の七十を乗じて得た数値以上であること。

(3) エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率以上であること。

第四百四十七条の七第二項第三号イ中「乗用車」を「営業用の乗用車」に、「第九条の四第十九項」を「第九条の四第二十三項（同条第二十九項又は第三十項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」に改め、同号ロを次のように改める。

ロ 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第九条の四第二十四項（同条第二十九項又は第三十項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定するもの

(1) 平成三十年軽油軽中量車基準又は平成二十一年軽油軽中量車基準に適合すること。

(2) エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の七十を乗じて得た数値以上であること。

(3) エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率以上であること。

第四百四十七条の七第二項第三号ニ中「第九条の四第二十二項」を「第九条の四第二十七項（同条第三十項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」に改め、同号ニ(2)中「平成二十七年度基準エネルギー消費効率」の下に「に百分の百五を乗じて得た数値」を加え、同号ニを同号ホとし、同号ハ中「バス又は」を削り、「第九条の四第二十一項」を「第九条の四第二十六項（同条第三十項の規

定により読み替えて適用する場合を含む。）」に改め、同号ハ(2)中「平成二十七年
度基準エネルギー消費効率に百分の百十」を「令和四年度基準エネルギー消費
効率に百分の九十五」に改め、同号ハを同号ニとし、同号ロの次に次のように加
える。

ハ 車両総重量が三・五トン以下のバスのうち、次のいずれにも該当するも
ので施行規則第九条の四第二十五項（同条第三十項の規定により読み替え
て適用する場合を含む。）に規定するもの

- (1) 平成二十一年軽油軽中量車基準に適合すること。
- (2) エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率以上であるこ
と。

第四百四十七条の七第四項中「第一号イからニまで」を「第一号イ、ロ及びホ」
に、「第一号イ及びロ」を「第一号イ、ロ及びニ」に、「令和二年度基準エネル
ギー消費効率及び平成二十七年
度基準エネルギー消費効率」を「令和四年度基準
エネルギー消費効率及び令和二年度基準エネルギー消費効率」に改め、同項の表
第一項第一号イ(2)の項中「百分の六十五」を「百分の七十」に、「百分の百四十
一」を「百分の百五十一」に改め、同表第一項第一号ロ(2)の項中「百分の七十
五」を「百分の八十」に、「百分の百六十二」を「百分の百七十三」に改め、同
表第一項第一号ロ(3)及びハ(2)の項中「及びハ(2)」を削り、同表第一項第一号ニ(2)
の項中「第一項第一号ニ(2)」を「第一項第一号ホ(2)」に、「基準エネルギー消費
効率であつて平成二十七年
度以降の各年度において適用されるべきものとして定
められたもの（以下この条において「平成二十七年
度基準エネルギー消費効率」
という。）に百分の百二十」を「令和四年度基準エネルギー消費効率）」に、
「百分の百五十」を「百分の百五十五を乗じて得た数値）」に改め、同表第二項
第一号ロ(2)の項中「平成二十七年
度基準エネルギー消費効率に百分の百十五」を
「令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の七十」に、「百分の百四十四」
を「百分の百五十一」に改め、同表に次のように加える。

(3) 第二項第一号ロ	令和二年度基準エネル ギー消費効率	平成二十二年度基準エ ネルギー消費効率に百 分の百五十を乗じて得 た数値
-------------	----------------------	---

第二項第一号ニ	令和四年度基準エネルギー消費効率に百分の九十五	平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百四十七
---------	-------------------------	----------------------------

第四百七十七条の七第五項中「第一号イ、第二号及び第三号イ」を「第一号イ及びロ、第二号並びに第三号イ及びロ」に、「同条第三十二項」を「同条第三十六項」に改め、同項の表第一項第一号イ(2)の項中「百分の六十五」を「百分の七十」に、「百分の九十四」を「百分の百二」に改め、同表第一項第一号ロ(2)の項中「百分の七十五」を「百分の八十」に、「百分の百九」を「百分の百十六」に改め、同表第一項第二号イ(2)の項中「百分の六十五」を「百分の七十」に、「百分の九十四」を「百分の百二」に改め、同表第一項第二号ロ(2)の項中「百分の七十五」を「百分の百二」に改め、同表第一項第三号ロ(2)の項中「百分の七十五」を「百分の八十」に、「百分の百九」を「百分の百十六」に改め、同表第一項第三号イ(2)の項中「百分の六十五」を「百分の七十」に、「百分の九十四」を「百分の百二」に改め、同表第一項第三号イ(2)の項中「百分の七十五」を「百分の八十」に、「百分の百九」を「百分の百十六」に改め、同表第二項第一号イ(2)、第二号ロ及び第三号イ(2)の項中「第二号ロ及び第三号イ(2)」を削り、同表に次のように加える。

第二項第一号ロ	令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の七十	令和二年度基準エネルギー消費効率に百分の百二
第二項第二号イ	令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の六十	令和二年度基準エネルギー消費効率に百分の八十七
第二項第二号ロ	令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の七十	令和二年度基準エネルギー消費効率に百分の百二
第二項第三号イ	令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の六十	令和二年度基準エネルギー消費効率に百分の八十七
第二項第三号ロ	令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の七十	令和二年度基準エネルギー消費効率に百分の百二

附則第四条の二の見出し中「提出等」を「提出」に改め、同条中「第二十三条

及び第二十五条」を「第二十三条第五号」に、「これらの規定」を「同号」に改める。

附則第十四条の三第一項中「租税特別措置法第三十七条の十三第一項」を「県民税の所得割の納税義務者（租税特別措置法第三十七条の十三第一項）に、「をした県民税の所得割の納税義務者」を「をしたもの」に改め、「あつたものを除く。」の下に「）又は租税特別措置法第三十七条の十三の二第一項に規定する株式会社と同項に規定する設立特定株式を払込みにより取得をしたもの（当該株式会社の発起人であることその他の施行令附則第十八条の六第二項で定める要件を満たす者に限る。）に限る。」を加え、「租税特別措置法第三十七条の十三の二第一項」を「同法第三十七条の十三の三第一項」に、「附則第十八条の六第二項」を「附則第十八条の六第三項」に改め、同条第四項中「附則第十八条の六第四項」を「附則第十八条の六第五項」に改め、同条第五項中「第三十七条の十三の二第八項」を「第三十七条の十三の三第八項」に、「附則第十八条の六第五項」を「附則第十八条の六第六項」に、「附則第十八条の六第六項」を「附則第十八条の六第七項」に改める。

附則第二十二條の五第一項の表二自衛隊の使用する機械を管理する者の項中「自衛隊の使用する機械」を「自衛隊又はオーストラリア軍隊（日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とオーストラリアとの間の協定第一条(c)に規定する訪問部隊として日本国内に所在するオーストラリアの軍隊をいう。以下同じ。）の使用する機械」に、「自衛隊の使用する通信」を「自衛隊又はオーストラリア軍隊の使用する通信」に改める。

附則第二十二條の八の三第二項及び第二十三條の四第二項中「百分の十」を「百分の三十五」に改める。

第二条 群馬県県税条例の一部を次のように改正する。

第四百七十七條の七第一項中「又は第三項」を「から第四項まで」に改め、同項第一号イ中「から第三十項まで」を「、第二十九項又は第三十一項」に改め、同号イ(2)中「百分の七十」を「百分の八十」に改め、同号ロ中「から第三十項まで」を「、第二十九項又は第三十一項」に改め、同号ロ(2)中「百分の八十」を

「百分の八十五」に改め、同号ハ及びニ中「同条第三十項」を「同条第三十一項」に改め、同号ホ中「第三十項」を「第三十一項」に改め、同号ヘ中「同条第三十項」を「同条第三十一項」に改め、同項第二号イ中「第三十項」を「第三十一項」に改め、同項第二号イ(2)中「百分の七十」を「百分の八十」に改め、同号ロ中「第三十項」を「第三十一項」に改め、同号ロ(2)中「百分の八十」を「百分の八十五」に改め、同項第三号イ中「第三十項」を「第三十一項」に改め、同号イ(2)中「百分の七十」を「百分の八十」に改め、同号ロ中「第三十項」を「第三十一項」に改め、同号ハからヘまでの規定中「同条第三十項」を「同条第三十一項」に改め、同号ト中「同条第三十項」の下に「又は第三十一項」を加え、同号ト(2)中「平成二十七年
度以降」を「令和七年度以降」に、「平成二十七年
度基準エネルギー消費効率」という。)に百分の百十を乗じて得た数値」を「令和七年度基準エネルギー消費
効率」という。)に改め、同条第二項中「又は第五項」を「から第六項まで」
に改め、同項第一号イ中「から第三十項まで」を「、第二十九項又は第三十一
項」に改め、同号イ(2)中「百分の六十」を「百分の七十」に改め、同号ロ中「か
ら第三十項まで」を「、第二十九項又は第三十一項」に改め、同号ロ(2)中「百分
の七十」を「百分の七十五」に改め、同号ハ中「同条第三十項」を「同条第三十
一項」に改め、同号ニ中「第三十項」を「第三十一項」に改め、同号ホ中「同条
第三十項」を「同条第三十一項」に改め、同項第二号イ中「第三十項」を「第三
十一項」に改め、同号イ(2)中「百分の六十」を「百分の七十」に改め、同号ロ中
「第三十項」を「第三十一項」に改め、同号ロ(2)中「百分の七十」を「百分の七
十五」に改め、同項第三号イ中「第三十項」を「第三十一項」に改め、同号イ(2)
中「百分の六十」を「百分の七十」に改め、同号ロ中「第三十項」を「第三十一
項」に改め、同号ロ(2)中「百分の七十」を「百分の七十五」に改め、同号ハ及び
ニ中「同条第三十項」を「同条第三十一項」に改め、同号ホ中「同条第三十項」
の下に「又は第三十一項」を加え、同号ホ(2)中「平成二十七年
度基準エネルギー消費効率に百分の九十五」に改め、同条第三項中「又は第五項」を「から第六項まで」に改め、同条第
四項の表第一項第一号イ(2)の項中「百分の七十」を「百分の八十」に、「百分の

百五十一」を「百分の百七十三」に改め、同表第一項第一号ロ(2)の項中「百分の八十」を「百分の八十五」に、「百分の百七十三」を「百分の百八十四」に改め、同表第二項第一号イ(2)の項中「百分の六十」を「百分の七十」に、「百分の百三十」を「百分の百五十一」に改め、同表第二項第一号ロ(2)の項中「百分の七十」を「百分の七十五」に、「百分の百五十一」を「百分の百六十二」に改め、同条第五項中「平成二十七年基準エネルギー消費効率」の下に「(基準エネルギー消費効率であつて平成二十七年以降の各年度において適用されるべきものとして定められたものをいう。以下同じ。)」を加え、同項の表第一項第一号イ(2)の項中「百分の七十」を「百分の八十」に、「百分の百二」を「百分の百十六」に改め、同表第一項第一号ロ(2)の項中「百分の八十」を「百分の八十五」に、「百分の百十六」を「百分の百二十三」に改め、同表第一項第二号イ(2)の項中「百分の七十」を「百分の八十」に、「百分の百二」を「百分の百十六」に改め、同表第一項第二号ロ(2)の項中「百分の八十」を「百分の八十五」に、「百分の百十六」を「百分の百二十三」に改め、同表第一項第三号イ(2)の項中「百分の七十」を「百分の八十」に、「百分の百二」を「百分の百十六」に改め、同表第一項第三号ロ(2)の項中「百分の八十」を「百分の八十五」に、「百分の百十六」を「百分の百二十三」に改め、同表第二項第一号イ(2)の項中「百分の六十」を「百分の七十」に、「百分の八十七」を「百分の百二」に改め、同表第二項第一号ロ(2)の項中「百分の七十」を「百分の七十五」に、「百分の百二」を「百分の百九」に改め、同表第二項第三号イ(2)の項中「百分の六十」を「百分の七十」に、「百分の八十七」を「百分の百二」に改め、同表第二項第二号ロ(2)の項中「百分の七十」を「百分の七十五」に、「百分の百二」を「百分の百九」に改め、同表第二項第三号ロ(2)の項中「百分の七十」を「百分の百二」に改め、同表第二項第三号イ(2)の項中「百分の七十」を「百分の七十五」に、「百分の百二」を「百分の百九」に改め、同条に次の一項を加える。

6 第一項(第三号トに係る部分に限る。)及び第二項(第三号ホに係る部分に限る。)の規定は、平成二十七年基準エネルギー消費効率算定自動車(令和七年度基準エネルギー消費効率を算定する方法として施行規則第九条の二第三十八項に規定する方法によりエネルギー消費効率を算定していない自動車であ

つて、平成二十七年基準エネルギー消費効率を算定する方法として同条第三十九項に規定する方法によりエネルギー消費効率を算定している自動車（以下「（一）」について準用する。この場合において、第一項第三号ト(2)中「令和七年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この条において「令和七年度基準エネルギー消費効率」という。）」とあるのは「平成二十七年以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この条において「平成二十七年基準エネルギー消費効率」という。）に百分の百十を乗じて得た数値」と、第二項第三号ホ(2)中「令和七年度基準エネルギー消費効率に百分の九十五」とあるのは「平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百五」と読み替えるものとする。

附則第二十二條の八の二第二項を削る。

附則第二十二條の九中「又は第五項」を「から第六項まで」に改める。

附則第二十三條第一項第二号中「軽油自動車」を「第四百七條の七第一項第三号に規定する軽油自動車（第三項第六号及び第四項第三号において「軽油自動車」という。）」に改める。

附 則

（施行期日）

第一条 この条例は、令和六年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中第十八条第三項の改正規定 令和六年四月一日
- 二 第二条の規定及び附則第六条の規定 令和七年四月一日
- 三 第一条中附則第二十二條の五の改正規定及び附則第四条の規定 日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とオーストラリアとの間の協定の効力発生の日
- 四 第一条中第二十五條及び附則第四条の二の改正規定並びに次條の規定 地方税法等の一部を改正する法律（令和五年法律第一号）附則第一条第十二号に掲げる規定の施行の日

（公示送達に関する経過措置）

第二条 第一条の規定による改正後の群馬県税条例（以下「新条例」という。）第

二十五条の規定は、前条第四号に掲げる規定の施行の日以後にする公示送達について適用し、同日前にした公示送達については、なお従前の例による。

（県民税に関する経過措置）

第三条 新条例第四十条の規定は、令和六年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、令和五年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

2 新条例附則第十四条の三の規定は、同条第一項の県民税の所得割の納税義務者が令和五年四月一日以後に同項に規定する払込みにより同項に規定する取得をする同項に規定する特定株式について適用し、第一条の規定による改正前の群馬県県税条例附則第十四条の三第一項の県民税の所得割の納税義務者が同日前に同項に規定する払込みにより同項に規定する取得をした同項に規定する特定株式については、なお従前の例による。

（軽油引取税に関する経過措置）

第四条 新条例附則第二十二条の五第一項の規定は、附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日以後の軽油の引取り及び譲渡に対して課すべき軽油引取税について適用し、同日前の軽油の引取り及び譲渡に対して課する軽油引取税については、なお従前の例による。

（自動車税に関する経過措置）

第五条 新条例第四百七条の七及び附則第二十二条の八の三第二項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に取得された自動車に対して課すべき自動車税の環境性能割について適用し、施行日前に取得された自動車に対して課する自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

2 新条例附則第二十三条の四第二項の規定は、令和五年度分の施行日以後に納税義務が発生した者に課する自動車税の種別割及び令和六年度以後の年度分の自動車税の種別割について適用し、令和五年度分までの施行日前に納税義務が発生した者に課する自動車税の種別割については、なお従前の例による。

第六条 附則第一条第二号に掲げる規定による改正後の群馬県県税条例の規定中自動車税の環境性能割に関する部分は、同号に掲げる規定の施行の日以後に取得された自動車に対して課すべき自動車税の環境性能割について適用し、同日前に取得された自動車に対して課する自動車税の環境性能割については、なお従前の例に

よる。

令和五年五月十七日提出

群馬県知事 山本 一 太

「注」 地方税法の改正に伴う改正等を行おうとするものである。

第八十六号議案

森林環境の保全に係る県民税の特例に関する条例の一部を改正する条例

森林環境の保全に係る県民税の特例に関する条例（平成二十五年群馬県条例第十二号）の一部を次のように改正する。

第二条中「平成三十五年度」を「令和十年度」に改める。

第三条第一項中「平成三十六年三月三十一日」を「令和十一年三月三十一日」に改め、「若しくは各連結事業年度」を削り、「第五十二条第二項第四号」を「第五十二条第二項第三号」に改める。

附 則

（施行期日）

第一条 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に開始した事業年度（所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第八号）第三条の規定による改正前の法人税法（昭和四十年法律第三十四号。以下「四年旧法人税法」という。）

第二条第十二号の七に規定する連結子法人（以下「連結子法人」という。）の連結親法人事業年度（四年旧法人税法第十五条の二第一項に規定する連結親法人事業年度をいう。以下同じ。）が施行日前に開始した事業年度を含む。）分の法人の県民税及び施行日前に開始した連結事業年度（四年旧法人税法第十五条の二第一項に規定する連結事業年度をいう。以下同じ。）（連結子法人の連結親法人事業年度が施行日前に開始した連結事業年度を含む。）分の法人の県民税については、この条例による改正前の森林環境の保全に係る県民税の特例に関する条例第三条第一項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同項中「第五十二条第二項第四号」とあるのは、「第五十二条第二項第三号」とする。

令和五年五月十七日提出

群馬県知事 山本 一 太

「注」 森林環境の保全に係る財源を確保するため、県民税均等割の税率の特例措置を延長しようとするものである。

第八十七号議案

群馬県認定こども園の認定基準に関する条例の一部を改正する 条例

群馬県認定こども園の認定基準に関する条例（平成十八年群馬県条例第五十九号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「、文部科学大臣及び厚生労働大臣」を「及び文部科学大臣」に、「厚生労働大臣が定める指針」を「内閣総理大臣が定める指針」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和五年五月十七日提出

群馬県知事 山 本 一 太

〔注〕 内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準の告示等の改正に伴い、所要の改正を行おうとするものである。

第八十八号議案

群馬県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例 の一部を改正する条例

群馬県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年群馬県条例第九十三号）の一部を次のように改正する。

第十七条、第三十条及び第三十八条中「厚生労働大臣」を「こども家庭庁長官」に改める。

第四十九条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第五十九条、第六十八条第一項、第八十二条第一項、第九十三条及び第一百一条第二項中「厚生労働大臣」を「こども家庭庁長官」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和五年五月十七日提出

群馬県知事 山 本 一 太

「注」 厚生省令の児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、所要の改正を行おうとするものである。

第八十九号議案

群馬県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

（群馬県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第一条 群馬県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年群馬県条例第九十四号）の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「厚生労働大臣」を「こども家庭庁長官」に改め、同条第九項中「入所している」を「通所している」に改める。

第七条第九項中「入所している」を「通所している」に改める。

第二十四条第四項中「厚生労働大臣」を「こども家庭庁長官」に改める。

第五十六条第三項及び第六十三条第四項中「入所している」を「通所している」に改める。

第六十七条第四項及び第九十二条第五項中「厚生労働大臣」を「こども家庭庁長官」に改める。

（群馬県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の一部改正）

第二条 群馬県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（令和五年群馬県条例第十三号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「第四十一条の二」の下に「（第五十五条の五、第五十九条、第七十一条、第七十八条、第七十八条の二、第八十一条、第八十一条の九及び第八十九条において準用する場合を含む。）」を加え、「同条第一項」を「第四十一条の二第一項」に改め、附則第三項中「第四十一条の三第二項」の下に「（第五十五条の五、第五十九条、第七十一条、第七十八条、第七十八条の二及び第八十一条において準用する場合を含む。）」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和五年五月十七日提出

群馬県知事 山本 一 太

「注」 厚生労働省令の指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準の改正に伴い、所要の改正を行おうとするものである。

第九十号議案

群馬県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

（群馬県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第一条 群馬県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年群馬県条例第九十五号）の一部を次のように改正する。

第十八条第四項及び第三十二条中「厚生労働大臣」を「こども家庭庁長官」に改める。

（群馬県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の一部改正）

第二条 群馬県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（令和五年群馬県条例第十四号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「第三十八条の二」の下に「（第五十八条において準用する場合を含む。）」を加え、「同条第一項」を「第三十八条の二第一項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和五年五月十七日提出

群馬県知事 山 本 一 太

〔注〕 厚生労働省令の指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準の改正に伴い、所要の改正を行おうとするものである。

第九十一号議案

群馬県宅地造成等規制法関係手数料条例の一部を改正する条例

群馬県宅地造成等規制法関係手数料条例（平成十一年群馬県条例第九十一号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

群馬県宅地造成及び特定盛土等規制法関係手数料条例

第一条中「宅地造成等規制法（昭和三十六年法律第百九十一号。以下「法」という。）」を「宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和四年法律第五十五号。以下「改正法」という。） 附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた改正法による改正前の宅地造成等規制法（昭和三十六年法律第百九十一号。以下「旧法」という。）」に改める。

別表中「法」を「改正法附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた旧法」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和五年五月十七日提出

群馬県知事 山 本 一 太

〔注〕 宅地造成等規制法の改正に伴い、所要の改正を行おうとするものである。

第九十二号議案

群馬県道路交通法及び自動車の保管場所の確保等に関する法律 関係手数料条例の一部を改正する条例

群馬県道路交通法及び自動車の保管場所の確保等に関する法律関係手数料条例（平成十二年群馬県条例第十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一の二十八の三の項中「第百八条の二第一項第十五号」の下に「又は第十六号」を加える。

附 則

この条例は、令和五年七月一日から施行する。

令和五年五月十七日提出

群馬県知事 山 本 一 太

「注」 特定小型原動機付自転車運転者講習に係る手数料の設定を行おうとするものである。

承第2号

専決処分の承認について

- 1 令和4年度群馬県一般会計補正予算（第8号）
- 2 令和4年度群馬県農業改良資金特別会計補正予算（第1号）
- 3 令和4年度群馬県県有模範林施設費特別会計補正予算（第2号）
- 4 令和4年度群馬県小規模企業者等設備導入資金助成費特別会計補正予算（第1号）
- 5 令和4年度群馬県収入証紙特別会計補正予算（第1号）
- 6 令和4年度群馬県林業改善資金特別会計補正予算（第1号）
- 7 令和4年度群馬県公債管理特別会計補正予算（第2号）
- 8 令和4年度群馬県中小企業振興資金特別会計補正予算（第2号）
- 9 令和4年度群馬県新エネルギー特別会計補正予算（第2号）
- 10 令和4年度群馬県国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 11 令和4年度群馬県流域下水道事業会計補正予算（第4号）
- 12 令和4年度群馬県電気事業会計補正予算（第5号）
- 13 令和4年度群馬県工業用水道事業会計補正予算（第3号）
- 14 令和4年度群馬県水道事業会計補正予算（第3号）
- 15 令和4年度群馬県団地造成事業会計補正予算（第3号）
- 16 令和4年度群馬県施設管理事業会計補正予算（第3号）
- 17 群馬県県税条例の一部を改正する条例
- 18 地方財政法第27条の規定による町の負担について
- 19 下水道法第31条の2の規定による市町村の負担の変更について
- 20 訴えの提起について

上記について、別冊のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第3項の規定により承認を求める。

令和5年5月17日提出

群馬県知事 山 本 一 太

1 令和4年度群馬県一般会計補正予算（第8号）

令和4年度群馬県の一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ19,981,028千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ870,929,952千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の補正は、「第2表繰越明許費補正」による。

（県債の補正）

第3条 県債の補正は、「第3表県債補正」による。

上記のとおり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分する。

令和5年3月31日

群馬県知事 山 本 一 太

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 地 方 消 費 税 清 算 金		100,015,452	△5,476	100,009,976
	1 地 方 消 費 税 清 算 金	100,015,452	△5,476	100,009,976
3 地 方 譲 与 税		39,200,000	119,755	39,319,755
	1 特 別 法 人 事 業 譲 与 税	36,368,000	55,223	36,423,223
	2 地 方 揮 発 油 譲 与 税	2,428,000	△72,247	2,355,753
	3 石 油 ガ ス 譲 与 税	76,325	△186	76,139
	4 自 動 車 重 量 譲 与 税	230,000	136,269	366,269
	5 森 林 環 境 譲 与 税	97,675	696	98,371
5 地 方 交 付 税		150,720,681	29,803	150,750,484
	1 地 方 交 付 税	150,720,681	29,803	150,750,484
6 交 通 安 全 対 策 金 特 別 交 付 金		800,000	△63,960	736,040
	1 交 通 安 全 対 策 金 特 別 交 付 金	800,000	△63,960	736,040
7 分 担 金 及 び 負 担 金		2,857,719	233,003	3,090,722
	1 分 担 金	185,161	△902	184,259
	2 負 担 金	2,672,558	233,905	2,906,463
8 使 用 料 及 び 手 数 料		11,574,000	△140,353	11,433,647
	1 使 用 料	7,879,236	110,510	7,989,746
	2 手 数 料	3,694,764	△250,863	3,443,901
9 国 庫 支 出 金		203,377,104	△13,232,601	190,144,503
	1 国 庫 負 担 金	56,139,976	△1,098,411	55,041,565
	2 国 庫 補 助 金	145,517,387	△11,904,727	133,612,660

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
	3 委 託 金	1,719,741	△229,463	1,490,278
10 財 産 収 入		1,154,068	49,297	1,203,365
	1 財 産 運 用 収 入	355,364	15,238	370,602
	2 財 産 売 払 収 入	798,704	34,059	832,763
11 寄 附 金		128,952	129,344	258,296
	1 寄 附 金	128,952	129,344	258,296
12 繰 入 金		17,064,733	△5,994,905	11,069,828
	1 特 別 会 計 繰 入 金	1,104,868	2,283	1,107,151
	2 基 金 繰 入 金	15,959,865	△5,997,188	9,962,677
13 繰 越 金		21,861,933	△10,000	21,851,933
	1 繰 越 金	21,861,933	△10,000	21,851,933
14 諸 収 入		12,424,118	△987,935	11,436,183
	1 延 滞 金 加 算 金 等 及 び 過 料	262,230	40,597	302,827
	3 貸 付 金 元 利 収 入	2,078,642	△239,475	1,839,167
	4 受 託 事 業 収 入	2,071,147	△920,562	1,150,585
	5 収 益 事 業 収 入	4,452,133	127,912	4,580,045
	6 雑 入	3,559,947	3,593	3,563,540
15 県 債		68,219,700	△107,000	68,112,700
	1 県 債	18,219,700	△107,000	18,112,700
	2 公 債 管 理 特 別 金 会 計 繰 入 金	50,000,000		50,000,000
歳 入 合 計		890,910,980	△19,981,028	870,929,952

2 歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 議 会 費		1,460,658	△27,296	1,433,362
	1 議 会 費	1,460,658	△27,296	1,433,362
2 知 事 戦 略 費		8,194,000	△174,740	8,019,260
	1 知 事 戦 略 管 理 費	773,300	△21,057	752,243
	2 メ デ イ ア プ ロ モ ー シ ョ ン 費	915,960	△14,578	901,382
	3 デ ジ タ ル 化 推 進 費	299,949	△30,682	269,267
	4 業 務 プ ロ セ ス 改 革 費	3,561,892	△33,117	3,528,775
	5 グ リ ー ン イ ノ ベ ー シ ョ ン 費	2,400,141	△58,147	2,341,994
	6 地 域 外 交 費	242,758	△17,159	225,599
3 総 務 費		46,740,350	△994,446	45,745,904
	1 総 務 管 理 費	32,554,081	△334,754	32,219,327
	2 徴 税 費	9,090,862	△385,692	8,705,170
	3 市 町 村 振 興 費	1,097,306	△3,858	1,093,448
	4 選 挙 費	1,359,744	△190,542	1,169,202
	5 統 計 費	280,463	△9,813	270,650
	6 危 機 管 理 費	1,261,167	△41,167	1,220,000
	7 消 防 保 安 費	789,015	△23,040	765,975
	8 人 事 委 員 会 費	143,441	△4,178	139,263
	9 監 査 委 員 費	164,271	△1,402	162,869
4 地 域 創 生 費		7,148,447	△262,871	6,885,576
	1 地 域 創 生 費	954,934	△37,261	917,673

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
	2 ぐんま暮らし・外国人活躍推進費	392,151	△73,592	318,559
	3 文化振興費	2,718,315	△97,783	2,620,532
	4 文化財保護費	309,907	△4,132	305,775
	5 スポーツ振興費	2,773,140	△50,103	2,723,037
5 生活子ども費		41,519,387	△2,498,056	39,021,331
	1 生活子ども費	542,650	△20,477	522,173
	2 県民活動支援・広聴費	179,862	△9,590	170,272
	3 消費生活費	150,630	△3,247	147,383
	4 私学・子育て支援費	31,994,759	△674,094	31,320,665
	5 児童福祉・青少年費	8,651,486	△1,790,648	6,860,838
6 健康福祉費		226,370,271	△10,949,140	215,421,131
	1 健康福祉費	8,725,810	△290,637	8,435,173
	2 監査指導費	122,592	△1,731	120,861
	3 医 務 費	15,253,469	△620,294	14,633,175
	4 介護高齢費	32,397,794	△160,991	32,236,803
	5 感染症・がん 疾病対策費	93,108,597	△8,101,946	85,006,651
	6 健康長寿社会 づくり推進費	1,866,183	△28,443	1,837,740
	7 障害政策費	20,001,750	△538,154	19,463,596
	8 薬 務 費	234,389	△4,385	230,004
	9 国保援護費	49,050,755	△178,670	48,872,085
	10 食品・生活衛生費	2,809,391	△33,974	2,775,417
	11 ワクチン接種推進費	1,075,602	△157,786	917,816
	12 県営ワクチン接種 センター運営費	1,723,939	△832,129	891,810

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
7 環 境 森 林 費		14,006,824	466,878	14,473,702
	1 環 境 政 策 費	1,344,593	△109,223	1,235,370
	2 環 境 保 全 費	274,991	△9,183	265,808
	3 廃棄物・リサイクル費	322,632	△37,668	284,964
	4 自 然 環 境 費	722,631	987,472	1,710,103
	5 林 政 費	2,789,663	△96,868	2,692,795
	6 林 業 振 興 費	1,303,836	△124,749	1,179,087
	7 森 林 保 全 費	7,248,478	△142,903	7,105,575
8 労 働 費		1,968,212	△218,611	1,749,601
	1 労 働 政 策 費	1,866,044	△217,474	1,648,570
	2 労 働 委 員 会 費	102,168	△1,137	101,031
9 農 政 費		21,150,593	△1,409,504	19,741,089
	1 農 政 費	4,528,269	△41,023	4,487,246
	2 農 業 構 造 政 策 費	1,713,320	△169,690	1,543,630
	3 技 術 支 援 費	1,184,937	△42,767	1,142,170
	4 蚕 糸 園 芸 費	2,214,582	△377,885	1,836,697
	5 ぐんまブランド推進費	1,011,663	△360,320	651,343
	6 畜 産 業 費	3,401,584	△379,731	3,021,853
	7 農 村 整 備 費	7,096,238	△38,088	7,058,150
10 産 業 経 済 費		19,695,089	△576,688	19,118,401
	1 産 業 政 策 費	5,476,787	△171,129	5,305,658
	2 未 来 投 資 ・ デ ジ タ ル 産 業 費	724,741	△58,564	666,177
	3 地 域 企 業 支 援 費	2,608,475	△229,592	2,378,883

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
	4 観 光 魅 力 創 出 費	10,258,880	△67,720	10,191,160
	5 イ ベ ン ト 産 業 振 興 費	333,251	△27,339	305,912
	6 e ス ポ ー ツ ・ 新 コ ン テ ン ツ 創 出 費	292,955	△22,344	270,611
11 県 土 整 備 費		90,915,224	△368,714	90,546,510
	1 土 木 管 理 費	4,147,987	△68,940	4,079,047
	2 交 通 政 策 費	1,755,376	△66,660	1,688,716
	3 道 路 管 理 費	19,298,148	△25,606	19,272,542
	4 道 路 整 備 費	37,544,852	△87,058	37,457,794
	5 河 川 費	11,190,849	△48,529	11,142,320
	6 砂 防 費	7,285,190	△1,551	7,283,639
	7 都 市 計 画 費	4,164,309	△3,674	4,160,635
	8 下 水 環 境 費	2,200,951	△62,895	2,138,056
	9 建 築 費	69,690	△3,095	66,595
	10 住 宅 政 策 費	3,257,872	△706	3,257,166
12 警 察 費		43,724,988	△609,956	43,115,032
	1 警 察 管 理 費	39,630,107	△534,820	39,095,287
	2 警 察 活 動 費	4,094,881	△75,136	4,019,745
13 教 育 費		158,698,472	△1,214,223	157,484,249
	1 教 育 総 務 費	24,993,076	△549,919	24,443,157
	2 小 学 校 費	52,339,836	△115,352	52,224,484
	3 中 学 校 費	31,871,012	△141,883	31,729,129
	4 高 等 学 校 費	31,104,774	△132,674	30,972,100
	5 特 別 支 援 学 校 費	15,297,490	△124,762	15,172,728

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
	6 社 会 教 育 費	746, 197	△15, 882	730, 315
	7 健 康 体 育 費	576, 504	△89, 920	486, 584
	8 大 学 費	1, 769, 583	△43, 831	1, 725, 752
14 災 害 復 旧 費		1, 682, 257	△422, 043	1, 260, 214
	1 農 林 水 産 施 設 災 害 復 旧 費	180, 233	△4, 008	176, 225
	2 公 共 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	1, 502, 024	△418, 035	1, 083, 989
15 公 債 費		97, 172, 991	△534, 981	96, 638, 010
	1 公 債 費	97, 172, 991	△534, 981	96, 638, 010
16 諸 支 出 金		109, 763, 217	△186, 637	109, 576, 580
	1 地 方 消 費 税 清 算 金	49, 958, 969	△17	49, 958, 952
	2 利 子 割 交 付 金	117, 293	△14, 370	102, 923
	3 配 当 割 交 付 金	1, 349, 084	△19, 880	1, 329, 204
	4 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	1, 030, 076	△21, 390	1, 008, 686
	5 法 人 事 業 税 交 付 金	5, 130, 111	△111, 209	5, 018, 902
	6 地 方 消 費 税 交 付 金	50, 413, 322	△2, 729	50, 410, 593
	7 ゴルフ場利用税交付金	795, 551	△15, 436	780, 115
	9 利 子 割 精 算 金	10	△10	
	10 自 動 車 取 得 税 交 付 金	16, 220	△1, 596	14, 624
歳 出 合 計		890, 910, 980	△19, 981, 028	870, 929, 952

第2表 繰越明許費補正

1 追 加

款	項	事業名	金額(千円)
2 知事戦略費	4 業務プロセス改革費	自治体DX	120,000
3 総務費	1 総務管理費	施設維持管理	121,939
		県庁舎等運営管理	243,231
		財産活用	533,100
	6 危機管理費	防災情報通信管理運用	7,337
4 地域創生費	1 地域創生費	地域公共事業調整費	25,738
	3 文化振興費	文化施設整備推進	9,761
		世界遺産継承推進	56,869
		自然史博物館運営	208
	4 文化財保護費	文化財保存管理指導	4,938
5 生活こども費	5 児童福祉・青少年費	児童相談	12,309
		母子保健対策	183,232
6 健康福祉費	3 医務費	医務行政推進	535,206
		周産期医療対策	16,335
		過疎地域医療対策	14,584
	4 介護高齢費	老人福祉施設対策	47,307
		地域医療介護総合確保対策	799,493
		介護保険基盤運営	1,037,566
	5 感染症・がん 疾病対策費	新型インフルエンザ等対策	9,432,108
	6 健康長寿社会 づくり推進費	栄養改善対策	4,226
	7 障害政策費	施設サービス	293,223
	8 薬務費	薬務行政	11,962
	10 食品・生活衛生費	水道事業促進	203,922
		食品安全検査総合推進	370
	11 ワクチン接種推進費	ワクチン接種推進	100,000
7 環境森林費	1 環境政策費	総務調整費	7,755
	4 自然環境費	自然公園等管理	1,703
	5 林政費	地域森林計画	17,089

款	項	事業名	金額(千円)
9 農 政 費	2 農業構造政策費	農業構造改善対策	74,265
	3 技術支援費	農業環境保全	130,000
	7 農村整備費	土地改良施設突発事故復旧	18,320
11 県土整備費	9 建築費	耐震改修支援	2,603
13 教 育 費	1 教育総務費	学校管理事務	300
		外国人児童生徒等教育充実総合対策	88,800
		キャリア教育・進路指導	500
	4 高等学校費	高等学校施設整備	577,508
	5 特別支援学校費	特別支援学校施設整備	366,536
	7 健康体育費	児童生徒健康管理	35,456
	8 大学費	施設整備	3,390

2 変 更

款	項	事 業 名	補 正 前	補 正 後
			金 額 (千円)	金 額 (千円)
2 知 事 戦 略 費	5 グリーンイノベーション費	再生可能エネルギー推進	1,617,600	1,953,655
3 総 務 費	6 危機管理費	危機管理・防災対策推進	4,999	
7 環 境 森 林 費	1 環 境 政 策 費	公園施設等特別維持整備	3,930	6,096
	4 自 然 環 境 費	自 然 公 園 等 整 備	206,600	1,219,042
	5 林 政 費	単 独 公 共 造 林	1,660	
	6 林 業 振 興 費	き の こ 等 振 興 対 策	248,007	168,427
9 農 政 費	1 農 政 費	畜 産 試 験 場 運 営	10,142	9,790
	3 技 術 支 援 費	鳥 獣 害 防 止	100,000	64,732
	6 畜 産 業 費	畜 産 物 流 通 消 費	72,000	71,682
10 産 業 経 済 費	4 観光魅力創出費	ググっとぐんま観光推進	285,269	3,170,000
11 県 土 整 備 費	6 砂 防 費	単 独 砂 防 維 持 管 理	224,766	233,932
	10 住 宅 政 策 費	社 会 資 本 総 合 整 備	285,085	458,726
12 警 察 費	1 警 察 管 理 費	警 察 施 設 整 備	47,861	113,300
	2 警 察 活 動 費	交 通 安 全 施 設 整 備	81,129	217,842

第3表 県債補正
変 更

起 債 の 目 的	補 正 前	補 正 後
	限度額(千円)	限度額(千円)
施 設 維 持 管 理 費	84,000	85,000
県 庁 舎 等 運 営 管 理 費	130,000	230,000
財 産 活 用 費	14,000	315,000
防 災 情 報 通 信 管 理 運 用 費	73,000	
消 防 学 校 運 営 費	30,000	26,000
防 災 ヘ リ 事 故 慰 霊 等 費	25,000	24,000
文 化 施 設 整 備 推 進 費	33,000	19,000
世 界 遺 産 継 承 推 進 費	63,000	62,000
競 技 力 向 上 費	15,000	14,000
保 育 施 設 支 援 費	13,000	12,000
ぐ ん ま 学 園 運 営 費	8,000	7,000
老 人 福 祉 施 設 対 策 費	25,000	20,000
施 設 サ ー ビ ス 費	79,000	56,000
自 然 公 園 等 整 備 費	67,000	463,000
農 山 漁 村 地 域 整 備 費 (林 道)	64,000	
補 助 公 共 治 山 費	7,000	
農 山 漁 村 地 域 整 備 費 (治 山)	7,000	
単 独 公 共 治 山 費	14,000	
漁 場 環 境 対 策 費	2,000	1,000
農 山 漁 村 地 域 整 備 費 (農 村 整 備)	102,000	92,000
公 共 交 通 整 備 費	13,000	3,000
単 独 道 路 維 持 修 繕 費	25,000	418,000
単 独 交 通 安 全 対 策 費	324,000	380,000
社 会 資 本 総 合 整 備 費 (道 路 管 理)	1,456,000	868,000
道 路 メ ン テ ナ ン ス 費 (道 路 管 理)	541,000	513,000
無 電 柱 化 推 進 費 (道 路 管 理)	160,000	226,000
国 直 轄 道 路 事 業 負 担 金	17,000	
単 独 道 路 改 築 費	113,000	370,000
社 会 資 本 総 合 整 備 費 (道 路 整 備)	5,898,000	4,911,000
道 路 改 築 費	3,007,000	2,012,000

起 債 の 目 的	補 正 前	補 正 後
	限度額(千円)	限度額(千円)
道 路 メ ン テ ナ ン ス 費 (道 路 整 備)	688,000	1,026,000
国 直 轄 河 川 事 業 負 担 金	14,000	
単 独 河 川 改 修 費	35,000	210,000
河 川 維 持 補 修 費	25,000	22,000
社 会 資 本 総 合 整 備 費 (河 川)	97,000	148,000
緊 急 防 災 ・ 減 災 対 策 費 (河 川)	114,000	112,000
大 規 模 特 定 河 川 費	82,000	81,000
ダ ム メ ン テ ナ ン ス 費	2,000	9,000
国 直 轄 砂 防 事 業 負 担 金	4,000	
単 独 砂 防 施 設 費	81,000	7,000
単 独 砂 防 維 持 管 理 費	13,000	7,000
社 会 資 本 総 合 整 備 費 (砂 防)	111,000	108,000
緊 急 防 災 ・ 減 災 対 策 費 (砂 防)	72,000	12,000
事 業 間 連 携 砂 防 費	57,000	130,000
砂 防 メ ン テ ナ ン ス 費	27,000	58,000
社 会 資 本 総 合 整 備 費 (住 宅)	263,000	373,000
警 察 施 設 整 備 費	37,000	84,000
交 通 安 全 ・ 指 導 取 締 費	28,000	17,000
交 通 安 全 施 設 整 備 費	108,000	144,000
高 等 学 校 施 設 整 備 費	37,000	501,000
特 別 支 援 学 校 施 設 整 備 費	94,000	341,000
天 文 台 施 設 運 営 費	3,000	2,000
観 測 研 究 費	25,000	24,000
外 国 人 児 童 生 徒 等 教 育 充 実 総 合 対 策 費	67,000	65,000
土 木 施 設 単 独 災 害 復 旧 費	396,000	326,000
土 木 施 設 補 助 災 害 復 旧 費	256,000	104,000

専 決 理 由

議会運営ほか745事業については、事業費の確定・国庫補助金及び県債の決定等により年度内に予算措置を必要とし、また、自治体DXほか50事業については、工事遅延等により、予算の一部を翌年度に繰り越して使用する必要があるので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分するものである。

2 令和4年度群馬県農業改良資金特別会計 補正予算（第1号）

令和4年度群馬県農業改良資金特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。
（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ105千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ22,198千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

上記のとおり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分する。

令和5年3月31日

群馬県知事 山 本 一 太

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 繰 入 金		243	△169	74
	1 一 般 会 計 繰 入 金	243	△169	74
2 繰 越 金		10	△10	
	1 繰 越 金	10	△10	
3 諸 収 入		22,050	74	22,124
	1 預 金 利 子	20	△18	2
	2 貸 付 金 元 利 収 入	21,990	28	22,018
	3 雑 入	40	64	104
歳 入 合 計		22,303	△105	22,198

2 歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 農 政 費		7,723	△105	7,618
	1 農 業 金 融 費	7,723	△105	7,618
歳 出 合 計		22,303	△105	22,198

専 決 理 由

群馬県農業改良資金特別会計の補正予算については、事業費の確定等により年度内に予算措置を必要とするので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分するものである。

3 令和4年度群馬県県有模範林施設費特別会計 補正予算（第2号）

令和4年度群馬県県有模範林施設費特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ7,175千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ69,344千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

上記のとおり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分する。

令和5年3月31日

群馬県知事 山 本 一 太

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 国 庫 支 出 金		198	△198	
	1 国 庫 負 担 金	198	△198	
3 財 産 収 入		13,400	△111	13,289
	1 財 産 運 用 収 入	1,300	△11	1,289
	2 財 産 売 払 収 入	12,100	△100	12,000
6 繰 越 金		10,236	△6,866	3,370
	1 繰 越 金	10,236	△6,866	3,370
歳 入 合 計		76,519	△7,175	69,344

2 歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 環 境 森 林 費		44,646	△7,175	37,471
	1 森 林 保 全 費	44,646	△7,175	37,471
歳 出 合 計		76,519	△7,175	69,344

専 決 理 由

群馬県県有模範林施設費特別会計の補正予算については、事業費の確定等により年度内に予算措置を必要とするので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分するものである。

4 令和4年度群馬県小規模企業者等設備導入 資金助成費特別会計補正予算（第1号）

令和4年度群馬県小規模企業者等設備導入資金助成費特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ6,425千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ394,289千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

上記のとおり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分する。

令和5年3月31日

群馬県知事 山 本 一 太

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 繰越金		5,102	△2,364	2,738
	1 繰越金	5,102	△2,364	2,738
2 諸収入		49,083	△4,061	45,022
	2 貸付金元利収入	49,072	△4,061	45,011
歳入合計		400,714	△6,425	394,289

2 歳出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 産業経費		362,123	△2,766	359,357
	2 中小企業高度化資金助成費	360,583	△2,766	357,817
2 公債費		37,591	△2,659	34,932
	1 公債費	37,591	△2,659	34,932
3 予備費		1,000	△1,000	
	1 予備費	1,000	△1,000	
歳出合計		400,714	△6,425	394,289

専 決 理 由

群馬県小規模企業者等設備導入資金助成費特別会計の補正予算については、事業費の確定等により年度内に予算措置を必要とするので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分するものである。

5 令和4年度群馬県収入証紙特別会計 補正予算（第1号）

令和4年度群馬県収入証紙特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ687,730千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,455,728千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

上記のとおり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分する。

令和5年3月31日

群馬県知事 山 本 一 太

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 証 紙 収 入		5,860,000	△681,634	5,178,366
	1 証 紙 収 入	5,860,000	△681,634	5,178,366
2 繰 越 金		283,455	△6,094	277,361
	1 繰 越 金	283,455	△6,094	277,361
3 諸 収 入		3	△2	1
	1 預 金 利 子	3	△2	1
歳 入 合 計		6,143,458	△687,730	5,455,728

2 歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総 務 費		6,143,458	△687,730	5,455,728
	1 証 紙 管 理 費	6,143,458	△687,730	5,455,728
歳 出 合 計		6,143,458	△687,730	5,455,728

専 決 理 由

群馬県収入証紙特別会計の補正予算については、事業費の確定等により年度内に予算措置を必要とするので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分するものである。

6 令和4年度群馬県林業改善資金特別会計 補正予算（第1号）

令和4年度群馬県林業改善資金特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。
（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ138,306千円を減額し、歳入歳出
予算の総額を歳入歳出それぞれ285,946千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算
の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

上記のとおり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専
決処分する。

令和5年3月31日

群馬県知事 山 本 一 太

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 使用料及び手数料		1	△1	
	1 手 数 料	1	△1	
3 繰 越 金		129,244	△128,569	675
	1 繰 越 金	129,244	△128,569	675
4 諸 収 入		294,442	△9,736	284,706
	2 貸付金元利収入	204,342	△9,736	194,606
歳 入 合 計		424,252	△138,306	285,946

2 歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 環 境 森 林 費		424,152	△138,306	285,846
	1 林 業 振 興 費	424,152	△138,306	285,846
歳 出 合 計		424,252	△138,306	285,946

専 決 理 由

群馬県林業改善資金特別会計の補正予算については、事業費の確定等により年度内に予算措置を必要とするので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分するものである。

7 令和4年度群馬県公債管理特別会計 補正予算（第2号）

令和4年度群馬県公債管理特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ54,642千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ111,536,090千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（県債の補正）

第2条 県債の補正は、「第2表県債補正」による。

上記のとおり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分する。

令和5年3月31日

群馬県知事 山 本 一 太

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 財産収入		730,000	54,642	784,642
	1 財産運用収入	730,000	54,642	784,642
2 繰入金		32,419,447	△21	32,419,426
	1 一般会計繰入金	23,022,780	△54,663	22,968,117
	2 減債基金繰入金	9,396,667	54,642	9,451,309
3 諸収入		1	21	22
	1 預金利子	1	21	22
4 県債		78,332,000		78,332,000
	1 県債	78,332,000		78,332,000
歳入合計		111,481,448	54,642	111,536,090

2 歳出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 公債費		61,481,448	54,642	61,536,090
	1 公債費	61,481,448	54,642	61,536,090
歳出合計		111,481,448	54,642	111,536,090

第2表 県 債 補 正
変 更

起 債 の 目 的	補 正 前	補 正 後
	限度額(千円)	限度額(千円)
財 産 活 用 費	1,000,000	700,000
県 庁 舎 等 運 営 管 理 費	200,000	100,000
防 災 情 報 通 信 管 理 運 用 費	600,000	720,000
単 独 公 共 治 山 費	1,500,000	1,446,000
農 山 漁 村 地 域 整 備 費 (治 山)	459,000	463,000
農 山 漁 村 地 域 整 備 費 (林 道)	163,000	227,000
単 独 道 路 維 持 修 繕 費	2,000,000	1,518,000
社 会 資 本 総 合 整 備 費 (道 路 管 理)	1,794,000	2,380,000
単 独 交 通 安 全 対 策 費	229,000	173,000
無 電 柱 化 推 進 費 (道 路 管 理)	741,000	675,000
国 直 轄 道 路 事 業 負 担 金	3,100,000	3,117,000
単 独 道 路 改 築 費	1,000,000	743,000
社 会 資 本 総 合 整 備 費 (道 路 整 備)	2,043,000	3,030,000
道 路 改 築 費	1,369,000	2,364,000
道 路 メ ン テ ナ ン ス 費 (道 路 整 備)	1,180,000	841,000
河 川 維 持 補 修 費	870,000	891,000
国 直 轄 河 川 事 業 負 担 金	800,000	814,000
単 独 河 川 改 修 費	676,000	500,000
社 会 資 本 総 合 整 備 費 (河 川)	1,859,000	1,808,000
ダ ム メ ン テ ナ ン ス 費	240,000	233,000
国 直 轄 砂 防 事 業 負 担 金	1,500,000	1,504,000
単 独 砂 防 施 設 費	181,000	276,000
単 独 砂 防 維 持 管 理 費	356,000	295,000
社 会 資 本 総 合 整 備 費 (砂 防)	1,098,000	1,101,000
緊 急 防 災 ・ 減 災 対 策 費 (砂 防)	390,000	414,000
事 業 間 連 携 砂 防 費	296,000	222,000
砂 防 メ ン テ ナ ン ス 費	266,000	235,000
社 会 資 本 総 合 整 備 費 (住 宅)	409,000	298,000
高 等 学 校 施 設 整 備 費	1,100,000	614,000
特 別 支 援 学 校 施 設 整 備 費	350,000	100,000

起 債 の 目 的	補 正 前	補 正 後
	限度額(千円)	限度額(千円)
農 山 漁 村 地 域 整 備 費 (農 村 整 備)	200,000	210,000
警 察 施 設 整 備 費	494,000	420,000
交 通 安 全 施 設 整 備 費	177,000	138,000
土 木 施 設 単 独 災 害 復 旧 費	388,000	458,000

専 決 理 由

群馬県公債管理特別会計の補正予算については、事業費の確定等により年度内に予算措置を必要とするので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分するものである。

8 令和4年度群馬県中小企業振興資金 特別会計補正予算（第2号）

令和4年度群馬県中小企業振興資金特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ20,380,577千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ134,809,641千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

上記のとおり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分する。

令和5年3月31日

群馬県知事 山 本 一 太

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 繰入金		529,738	△66,379	463,359
	1 一般会計繰入金	529,738	△66,379	463,359
2 諸収入		154,660,480	△20,314,198	134,346,282
	1 貸付金元利収入	150,491,796	△20,045,521	130,446,275
	2 雑入	4,168,684	△268,677	3,900,007
歳入合計		155,190,218	△20,380,577	134,809,641

2 歳出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 産業経費		155,190,218	△20,380,577	134,809,641
	1 金融対策費	155,143,043	△20,384,200	134,758,843
	2 繰出金	47,175	3,623	50,798
歳出合計		155,190,218	△20,380,577	134,809,641

専 決 理 由

群馬県中小企業振興資金特別会計の補正予算については、事業費の確定等により年度内に予算措置を必要とするので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分するものである。

9 令和4年度群馬県新エネルギー特別会計 補正予算（第2号）

令和4年度群馬県新エネルギー特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。
（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ8,128千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ363千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

上記のとおり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分する。

令和5年3月31日

群馬県知事 山 本 一 太

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 財産収入		8,490	△8,128	362
	1 財産売却収入	8,490	△8,128	362
歳入合計		8,491	△8,128	363

2 歳出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 知事戦略費		8,491	△8,128	363
	1 グリーンイノベーション費	8,491	△8,128	363
歳出合計		8,491	△8,128	363

専 決 理 由

群馬県新エネルギー特別会計の補正予算については、事業費の確定等により年度内に予算措置を必要とするので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分するものである。

10 令和4年度群馬県国民健康保険 特別会計補正予算（第2号）

令和4年度群馬県国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ581,796千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ180,570,908千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

上記のとおり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分する。

令和5年3月31日

群馬県知事 山 本 一 太

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 分担金及び負担金		111,655,831	△96,645	111,559,186
	1 負 担 金	111,655,831	△96,645	111,559,186
2 国庫支出金		49,092,650	△601,300	48,491,350
	1 国庫負担金	34,350,008	△1,202,723	33,147,285
	2 国庫補助金	14,742,642	601,423	15,344,065
3 財産収入		161	1	162
	1 財産運用収入	161	1	162
4 繰入金		10,571,900	116,148	10,688,048
	1 一般会計繰入金	10,478,500	116,148	10,594,648
歳入合計		181,152,704	△581,796	180,570,908

2 歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 健康福祉費		180,402,684	△581,796	179,820,888
	1 国民健康保険運営費	180,394,659	△581,796	179,812,863
歳出合計		181,152,704	△581,796	180,570,908

専 決 理 由

群馬県国民健康保険特別会計の補正予算については、事業費の確定等により年度内に予算措置を必要とするので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分するものである。

11 令和4年度群馬県流域下水道事業会計 補正予算（第4号）

（総 則）

第1条 令和4年度群馬県流域下水道事業会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 令和4年度群馬県流域下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

（2）主要な建設改良事業

イ 社会資本総合整備事業

区 分	既 決 予 定 量	補 正 予 定 量	計
令 和 4 年 度	3,117,594 千円	△58,499 千円	3,059,095 千円

ロ 単独流域下水道建設事業

区 分	既 決 予 定 量	補 正 予 定 量	計
令 和 4 年 度	85,897 千円	△1,830 千円	84,067 千円

（収益的収入及び支出）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（ 科 目 ）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
	収	入	
第1款 流域下水道事業収益	10,341,658千円	△134,788千円	10,206,870千円
第1項 営 業 収 益	3,976,034千円	△83,000千円	3,893,034千円
第2項 営 業 外 収 益	6,129,247千円	△51,788千円	6,077,459千円
	支	出	
第1款 流域下水道事業費用	10,050,879千円	△206,986千円	9,843,893千円
第1項 営 業 費 用	9,789,119千円	△206,986千円	9,582,133千円

(資本的收入及び支出)

第4条 予算第4条本文括弧書中「過年度分損益勘定留保資金154,138千円」を「過年度分損益勘定留保資金155,611千円」に、「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額66,523千円」を「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額65,050千円」に改め、資本的收入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)		(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
		収	入	
第1款	流域下水道事業資本的収入	3,548,491千円	△60,329千円	3,488,162千円
第1項	企業債	1,170,000千円	△18,000千円	1,152,000千円
第2項	国庫補助金	1,640,107千円	△26,221千円	1,613,886千円
第4項	工事費負担金	715,374千円	△16,108千円	699,266千円
		支	出	
第1款	流域下水道事業資本的支出	4,641,028千円	△60,329千円	4,580,699千円
第1項	建設改良費	3,203,491千円	△60,329千円	3,143,162千円

(企業債)

第5条 予算第6条に定めた企業債を次のとおり補正する。

変 更

起債の目的	補正前	補正後
	限度額(千円)	限度額(千円)
流域下水道事業	1,170,000	1,152,000

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 予算第9条に定めた経費の金額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与費	448,168千円	△1,793千円	446,375千円

(他会計からの補助金)

第7条 予算第10条中「1,748,851千円」を「1,725,985千円」に改める。

上記のとおり、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７９条第１項の規定により専決処分する。

令和５年３月３１日

群馬県知事 山 本 一 太

専 決 理 由

群馬県流域下水道事業会計の補正予算については、事業費の確定等により年度内に予算措置を必要とするので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分するものである。

12 令和4年度群馬県電気事業会計 補正予算（第5号）

（総 則）

第1条 令和4年度群馬県電気事業会計の補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 令和4年度群馬県電気事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

（1）発電所数、年間目標供給量及び年間電力料金

区 分	既 決 予 定 量	補 正 予 定 量	計
年 間 電 力 料 金	10,302,424 千円	361,381 千円	10,663,805 千円

（2）主要な建設改良事業

イ 霧積発電所建設事業

区 分	既 決 予 定 量	補 正 予 定 量	計
令 和 4 年 度	62,976 千円	△56,735 千円	6,241 千円

ロ 四万発電所リニューアル事業

区 分	既 決 予 定 量	補 正 予 定 量	計
令 和 4 年 度	1,094,466 千円	△491,549 千円	602,917 千円

ハ 白沢発電所リニューアル事業

区 分	既 決 予 定 量	補 正 予 定 量	計
令 和 4 年 度	143,029 千円	△27,875 千円	115,154 千円

ニ 関根発電所リニューアル事業

区 分	既 決 予 定 量	補 正 予 定 量	計
令 和 4 年 度	545,849 千円	△207,390 千円	338,459 千円

ホ 既設発電所の設備改良事業

区 分	既 決 予 定 量	補 正 予 定 量	計
令 和 4 年 度	2,770,613 千円	△171,750 千円	2,598,863 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第1款 電気事業収益	10,397,312千円	361,381千円	10,758,693千円
第1項 営業収益	10,312,208千円	361,381千円	10,673,589千円
	支	出	
第1款 電気事業費用	8,475,617千円	△363,959千円	8,111,658千円
第1項 営業費用	7,977,908千円	△699,600千円	7,278,308千円
第3項 営業外費用	349,058千円	359,643千円	708,701千円
第4項 予備費	100,000千円	△14,002千円	85,998千円
第5項 特別損失	40,424千円	△10,000千円	30,424千円

(資本的収入及び支出)

第4条 予算第4条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額5,812,124千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額4,876,571千円」に、「過年度分損益勘定留保資金2,789,497千円」を「中小水力発電開発改良積立金300,000千円、過年度分損益勘定留保資金1,553,944千円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	支	出	
第1款 電気事業資本的支出	6,001,932千円	△935,553千円	5,066,379千円
第1項 建設改良費	4,298,747千円	△693,776千円	3,604,971千円
第3項 出資金及び貸付金	499,000千円	△160,000千円	339,000千円
第5項 予備費	100,000千円	△81,777千円	18,223千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第5条 予算第8条に定めた経費の金額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職 員 給 与 費	1,490,762千円	△10,040千円	1,480,722千円

上記のとおり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分する。

令和5年3月31日

群馬県知事 山 本 一 太

専 決 理 由

群馬県電気事業会計の補正予算については、事業費の確定等により年度内に予算措置を必要とするので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分するものである。

13 令和4年度群馬県工業用水道事業会計 補正予算（第3号）

（総 則）

第1条 令和4年度群馬県工業用水道事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 令和4年度群馬県工業用水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

（2）主要な建設改良事業

イ 既設工業用水道施設の設備改良事業

区 分	既 決 予 定 量	補 正 予 定 量	計
令 和 4 年 度	400,539 千円	△163,636 千円	236,903 千円

（収益的収入及び支出）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（ 科 目 ）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
	収	入	
第1款 工業用水道事業収益	2,061,333千円	1,714千円	2,063,047千円
第2項 営業外収益	301,715千円	1,714千円	303,429千円
	支	出	
第1款 工業用水道事業費用	2,155,268千円	△24,961千円	2,130,307千円
第1項 営業費用	1,934,516千円	△25,719千円	1,908,797千円
第2項 営業外費用	200,752千円	5,881千円	206,633千円
第3項 予備費	20,000千円	△5,123千円	14,877千円

（資本的収入及び支出）

第4条 予算第4条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 570,198千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額

５５３，２４９千円」に、「企業債等償還積立金４７７，９０８千円」を「企業債等償還積立金４５７，９０８千円」に、「当年度分損益勘定留保資金１，８０７千円」を「当年度分損益勘定留保資金４，８５８千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)		(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
		収	入	
第１款	工業用水道事業資本的収入	470,500千円	△185,500千円	285,000千円
第１項	他会計からの長期借入金	436,000千円	△151,000千円	285,000千円
第２項	工事費負担金	34,500千円	△34,500千円	
		支	出	
第１款	工業用水道事業資本的支出	1,040,698千円	△202,449千円	838,249千円
第１項	建設改良費	400,539千円	△163,636千円	236,903千円
第４項	予備費	50,000千円	△38,813千円	11,187千円

上記のとおり、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７９条第１項の規定により専決処分する。

令和５年３月３１日

群馬県知事 山 本 一 太

専 決 理 由

群馬県工業用水道事業会計の補正予算については、事業費の確定等により年度内に予算措置を必要とするので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分するものである。

14 令和4年度群馬県水道事業会計 補正予算（第3号）

（総 則）

第1条 令和4年度群馬県水道事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 令和4年度群馬県水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

（2）主要な建設改良事業

ロ 既設水道施設の設備改良事業

区 分	既 決 予 定 量	補 正 予 定 量	計
令 和 4 年 度	605,921 千円	△82,225 千円	523,696 千円

（収益的収入及び支出）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（ 科 目 ）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
	収	入	
第1款 水道事業収益	5,201,155千円	△2,213千円	5,198,942千円
第1項 営業収益	4,911,085千円	△1,811千円	4,909,274千円
第2項 営業外収益	290,070千円	△402千円	289,668千円
	支	出	
第1款 水道事業費用	4,516,493千円	△274,574千円	4,241,919千円
第1項 営業費用	4,137,304千円	△224,574千円	3,912,730千円
第2項 営業外費用	279,189千円	50,000千円	329,189千円
第3項 予備費	100,000千円	△100,000千円	

（資本的収入及び支出）

第4条 予算第4条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額

3,042,075千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,470,125千円」に、「過年度分損益勘定留保資金2,396,726千円」を「過年度分損益勘定留保資金1,824,776千円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)		(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
		支	出	
第1款	水道事業 資 本 的 支 出	3,042,075千円	△571,950千円	2,470,125千円
第1項	建設改良費	1,977,874千円	△471,950千円	1,505,924千円
第3項	予 備 費	100,000千円	△100,000千円	

上記のとおり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分する。

令和5年3月31日

群馬県知事 山 本 一 太

専 決 理 由

群馬県水道事業会計の補正予算については、事業費の確定等により年度内に予算措置を必要とするので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分するものである。

15 令和４年度群馬県団地造成事業会計 補正予算（第３号）

（総 則）

第１条 令和４年度群馬県団地造成事業会計の補正予算（第３号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第２条 令和４年度群馬県団地造成事業会計予算（以下「予算」という。）第２条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

（１）分譲

区分	既 決 予 定 量		補 正 予 定 量		計	
	分譲面積	分譲収益	分譲面積	分譲収益	分譲面積	分譲収益
ロ 住宅団地等分譲	44,959㎡	1,019,599 千円	△39,225㎡	△840,770 千円	5,734㎡	178,829 千円
三 原 田 住 宅 団 地	1,109㎡		△826㎡		283㎡	
城 の 岡 住 宅 団 地	577㎡		△577㎡			
ふれあいタウン ち よ だ （住宅用地）	1,602㎡		224㎡		1,826 ㎡	
（商業用地）	1,323㎡		△1,323㎡			
板倉ニュータウン （住宅用地）	3,760㎡		△1,287㎡		2,473㎡	
（商業用地）	361㎡		791㎡		1,152㎡	
（業務用地）	36,227㎡		△36,227㎡			

(2) 主要な建設改良事業

区分	既 決 予 定 量		補 正 予 定 量		計	
	土地造成費	造成面積	土地造成費	造成面積	土地造成費	造成面積
イ 産業団地造成	3,899,120 千円	75.7ha	△11,668 千円		3,887,452 千円	75.7ha
館林北部第四 工 業 団 地	641,120 千円	19.3ha	△11,668 千円		629,452 千円	19.3ha

(収益的収入及び支出)

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第1款 団地造成事業収益	2,377,263千円	△840,770千円	1,536,493千円
第1項 営業収益	2,355,920千円	△840,770千円	1,515,150千円
	支	出	
第1款 団地造成事業費用	2,026,570千円	△704,068千円	1,322,502千円
第1項 営業費用	1,990,533千円	△709,367千円	1,281,166千円
第2項 営業外費用	1,037千円	40,299千円	41,336千円
第3項 予備費	35,000千円	△35,000千円	

(資本的収入及び支出)

第4条 予算第4条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額4,497,704千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額4,333,876千円」に、「過年度分損益勘定留保資金3,773,843千円」を「過年度分損益勘定留保資金3,610,015千円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	支	出	
第1款 団地造成事業 資 本 的 支 出	4,505,230千円	△163,828千円	4,341,402千円
第1項 土地造成費	4,207,736千円	△43,906千円	4,163,830千円
第2項 開発調査費	155,896千円	△19,922千円	135,974千円
第5項 予備費	100,000千円	△100,000千円	

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第5条 予算第8条に定めた経費の金額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職 員 給 与 費	254,246千円	772千円	255,018千円

上記のとおり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分する。

令和5年3月31日

群馬県知事 山 本 一 太

専 決 理 由

群馬県団地造成事業会計の補正予算については、事業費の確定等により年度内に予算措置を必要とするので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分するものである。

16 令和4年度群馬県施設管理事業会計 補正予算（第3号）

（総 則）

第1条 令和4年度群馬県施設管理事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和4年度群馬県施設管理事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

（ 科 目 ）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
	支	出	
第2款 賃貸ビル事業費用	222,222千円	△16,240千円	205,982千円
第1項 営業費用	221,163千円	△15,240千円	205,923千円
第3項 予備費	1,000千円	△1,000千円	
第3款 ゴルフ場事業費用	486,240千円	△14,029千円	472,211千円
第1項 営業費用	424,311千円	△18,533千円	405,778千円
第2項 営業外費用	51,929千円	5,638千円	57,567千円
第3項 予備費	10,000千円	△1,134千円	8,866千円

（資本的収入及び支出）

第3条 予算第4条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額295,039千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額270,402千円」に、「当年度分損益勘定留保資金250,069千円」を「当年度分損益勘定留保資金225,432千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（ 科 目 ）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
	収	入	
第1款 賃貸ビル事業資本的収入	63,000千円	△9,000千円	54,000千円

第1項	他会計からの 長期借入金	63,000千円	△9,000千円	54,000千円
	支		出	
第1款	格納庫事業 資本的支出	10,700千円	△1,031千円	9,669千円
第2項	予備費	3,000千円	△1,031千円	1,969千円
第2款	賃貸ビル事業 資本的支出	68,320千円	△13,407千円	54,913千円
第1項	建設改良費	63,320千円	△8,407千円	54,913千円
第2項	予備費	5,000千円	△5,000千円	
第3款	ゴルフ場事業 資本的支出	279,019千円	△19,199千円	259,820千円
第1項	建設改良費	104,810千円	△9,199千円	95,611千円
第3項	予備費	10,000千円	△10,000千円	

上記のとおり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分する。

令和5年3月31日

群馬県知事 山本 一 太

専 決 理 由

群馬県施設管理事業会計の補正予算については、事業費の確定等により年度内に予算措置を必要とするので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分するものである。

十七 群馬県県税条例の一部を改正する条例

群馬県県税条例（昭和二十五年群馬県条例第三十二号）の一部を次のように改正する。

第十八条第四項中「同項第三号イに掲げる法人」の下に「若しくは同項第四号に掲げる事業を行う法人」を加え、「資本割又は同号ロ」を「資本割又は同項第三号ロ」に改める。

第三十五条第二項中「よつて」を「より」に改める。

第三十七条の三第二項中「都道府県等による第一号寄附金の募集の適正な実施に係る基準として総務大臣が定める基準」を「第一号、第四号及び第五号に掲げる基準」に改め、「当該基準及び」を削り、同項第二号を同項第三号とし、同項第一号を同項第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一 都道府県等による第一号寄附金の募集の適正な実施に係る基準として総務大臣が定める基準に適合するものであること。

第三十七条の三第二項に次の二号を加える。

四 都道府県等がこの項の規定により受けようとする指定の効力を生ずる日前一年以内（当該都道府県等がこの項の規定による指定を受けていた期間に限る。次号において「特定期間」という。）において前三号に掲げる基準のうち適合すべきこととされていたものに適合していたこと。

五 特定期間において行われた法第三十七条の二第五項の規定による報告の求めに対し、報告をしなかったことがなく、かつ、虚偽の報告をしたことがないこと。

第五十五条第一項に次の一号を加える。

五 法第七十二条の二十九第五項の規定によつて申告納付すべき法人にあつては、当該法人の当該事業年度終了の日から二月以内

第五十六条第一項中「第七十二条の四十六第五項」を「第七十二条の四十六第六項」に、「第七十二条の四十七第四項」を「第七十二条の四十七第五項」に改める。

第六十二条第二項中「第七十二条の四十九の十二第六項、第七項又は第十項」を「第七十二条の四十九の十二第六項若しくは第七項（これらの規定を同条第九項から第十一項までの規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第十四項」に改める。

第四百四十七条の七第一項第一号イ(2)、第四項の表第一項第一号イ(2)の項及び第五項の表第一項第一号イ(2)の項中「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」を「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律」に改める。

第四百四十七条の十八第二項中「に道路運送車両法第二十二条第一項に規定する登録事項等証明書（以下「登録事項等証明書」という。）又は同法第五十八条第一項に規定する自動車検査証（以下「自動車検査証」という。）の写しを添付して、これを削る。

第四百四十七条の十九第二項中「登録事項等証明書又は自動車検査証の写し及び」を削る。

第六百六十一条第三項中「に登録事項等証明書又は自動車検査証の写しを添付して、これを削る。

第六百六十二条第二項中「登録事項等証明書又は自動車検査証の写し及び」を削る。

附則第十条第四項中「令和五年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に改める。

附則第十二条第一項及び第二項中「令和五年度」を「令和八年度」に改める。

附則第十七条第一項中「附則第六条の十七第一項」を「附則第六条の十八第一項」に改め、同条第二項中「附則第六条の十七第二項」を「附則第六条の十八第二項」に改める。

附則第十八条第二項中「附則第二十条第一項、第三項若しくは第六項」を「附則第二十条第一項若しくは第四項」に改める。

附則第二十条第一項及び第二項を削り、同条第三項中「附則第九条の三第一項」を「附則第九条第一項」に、「第六項」を「第四項」に、「令和五年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改め、同項を同条第一項とし、同条第四項を同条第二項とし、同条第五項中「第三項の規定による」を「第一項の規定による」に、「附則第二十条第三項」を「附則第二十条第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第

六項中「附則第九条の四」を「附則第九条の二」に、「令和五年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改め、同項を同条第四項とし、同条第七項を同条第五項とし、同条第八項中「第六項の」を「第四項の」に、「附則第二十条第三項」を「附則第二十条第一項」に、「同条第六項」を「同条第四項」に、「附則第二十条第六項」を「附則第二十条第四項」に改め、同項を同条第六項とする。

附則第二十条の二第二項中「前条第六項」を「前条第四項」に改める。

附則第二十二条の八の二第一項中「令和五年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改め、同条第二項及び第三項を削り、同条第四項中「掲げる軽油自動車」の下に「（以下この項及び附則第二十三条において「軽油自動車」という。）」を加え、「令和五年三月三十一日」を「令和五年十二月三十一日」に改め、同項を同条第二項とする。

附則第二十二条の九第二項を削る。

附則第二十三条第一項中「有しないものをいう。以下この条」を「有しないものをいう。第三項第一号」に、「規定するものをいう。以下この条」を「規定するものをいう。第三項第二号」に、「除く。以下この条及び次条」を「除く。同条」に改め、同項第一号中「ガソリン自動車（以下この条）」を「ガソリン自動車（第三項第四号及び第四項第一号）」に、「石油ガス自動車（以下この条）」を「石油ガス自動車（第三項第五号及び第四項第二号）」に、「平成二十二年三月三十一日」を「平成二十五年三月三十一日」に改め、同項第二号中「平成二十四年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に改め、同条第三項から第五項までを削り、同条第六項中「（家用の乗用車及びキャンピング車を除く。）」及び「、当該自動車」が令和三年四月一日から令和四年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和四年度分の自動車税の種別割に限り」を削り、「令和五年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に、「令和五年度分」を「、当該初回新規登録を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「第三項の表」を「次の表」に改め、同項第二号中「平成三十年天然ガス車基準」を「道路運送車両法第四十一条第一項の規定により平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた第四百七十七条の七第一項第一号イ(1)(i)に規定する排出ガス保安基準（以下この号において「排出ガス保安基準」という。）で施行規則附則第五条の二第一項に規定するもの」に、「又は平成二十一年天然ガス車基

準」を「又は同法第四十一条第一項の規定により平成二十一年十月一日（同法第四十条第三号に規定する車両総重量が三・五トンを超え十二トン以下の天然ガス自動車にあつては、平成二十二年十月一日）以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則第九条の二第三項に規定するもの（以下この号において「平成二十一年天然ガス車基準」という。）」に、「附則第五条の二第七項」を「附則第五条の二第二項」に改め、同項第三号を次のように改める。

三 充電機能付電力併用自動車（電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもので施行規則第九条の二第七項に規定するものをいう。）

附則第二十三条第六項第四号中「平成三十年ガソリン軽中量車基準」を「第四百七十七条の七第一項第一号イ(1)(i)に規定する平成三十年ガソリン軽中量車基準（次項第一号において「平成三十年ガソリン軽中量車基準」という。）」に、「平成十七年ガソリン軽中量車基準（次項第一号イ(1)(ii)に規定する平成十七年ガソリン軽中量車基準（次項第一号イ(2)に規定するエネルギー消費効率（以下この条において「エネルギー消費効率」という。）が同号イ(2)」に、「令和二年度基準エネルギー消費効率」を「同号イ(3)に規定する令和二年度基準エネルギー消費効率（以下この項及び次項において「令和二年度基準エネルギー消費効率」という。）」に、「附則第五条の二第八項」を「附則第五条の二第三項（同条第九項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」に改め、同項第五号中「平成三十年石油ガス軽中量車基準」を「第四百七十七条の七第一項第二号イ(1)(i)に規定する平成三十年石油ガス軽中量車基準（次項第二号において「平成三十年石油ガス軽中量車基準」という。）」に、「平成十七年石油ガス軽中量車基準」を「同条第一項第二号イ(1)(ii)に規定する平成十七年石油ガス軽中量車基準（次項第二号において「平成十七年石油ガス軽中量車基準」という。）」に、「附則第五条の二第九項」を「附則第五条の二第四項（同条第九項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」に改め、同項第六号中「附則第五条の二第十項」を「附則第五条の二第五項（同条第九項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」に改め、同項を同条第三項とし、同項に次の一表を加える。

第一項第一号イ														七千五百円	二千円
第一項第一号ロ														八千五百円	二千五百円
第一項第一号ハ														九千五百円	二千五百円
第一項第一号ニ														一万三千八百円	三千五百円
第一項第一号ヒ														一万五千七百円	四千円
第一項第一号ヘ														一万七千九百円	四千五百円
第一項第一号セ														二万五百円	五千五百円
第一項第一号テ														二万三千六百円	六千円
第一項第一号ト														二万七千二百円	七千円
第一項第一号チ														四万七百元	一万五百円
第一項第一号リ														二万五千円	六千五百円
第一項第一号ニ														三万五百円	八千円
第一項第一号ホ														三万六千円	九千円
第一項第一号ヘ														四万三千五百円	一万千円
第一項第一号ロ														五万円	一万二千五百円
第一項第一号ハ														五万七千円	一万四千五百円
第一項第一号ニ														六万五千五百円	一万六千五百円
第一項第一号ヒ														七万五千五百円	一万九千円
第一項第一号ヘ														八万七千円	二万二千円
第一項第一号セ														十一万円	二万七千五百円
第一項第二号イ														六千五百円	二千円
第一項第二号ロ														九千円	二千五百円
第一項第二号ハ														一万二千円	三千円
第一項第二号ニ														一万五千円	四千円
第一項第二号ヒ														一万八千五百円	五千円
第一項第二号ヘ														二万二千円	五千五百円

第二項第一号			第一項第五号二										第一項第四号		第一項第三号口											
六千三百円	四千七百円	三千七百円	八万八千円	六万九千六百円	六万四百円	五万二千四百円	四万五千六百円	四万円	三万四千八百円	二万八千八百円	二万四千四百円	二万円	六千円	四千五百円	八万三千円	七万四千円	六万五千五百円	五万七千円	四万九千円	四万円	三万三千円	六万四千円	五万七千円	五万五百円	四万四千円	
千六百円	千二百円	千円	二万二千元	一万七千六百円	一万五千二百円	一万三千二百円	一万千六百円	一万円	八千八百円	七千二百円	六千四百円	五千二百円	千五百円	千五百円	二万千元	一万八千五百円	一万六千五百円	一万四千五百円	一万二千五百円	一万五百円	八千五百円	一万六千元	一万四千五百円	一万三千円	一万千元	

第二項第二号		
五千二百円	千三百円	
六千三百円	千六百円	
八千円	二千円	

附則第二十三条第七項中「第四百九条第一項」を「第四百九条第一項第一号イ、第四号イ及び第五号」に改め、「、当該営業用の乗用車が令和三年四月一日から令和四年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和四年度分の自動車税の種別割に限り」を削り、「令和五年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に、「令和五年度分」を「、当該初回新規登録を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「第四項の表」を「次の表」に、「同条」を「同項」に改め、同項第一号中「附則第五条の二第十一項」を「附則第五条の二第六項（同条第九項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」に改め、同項第二号中「附則第五条の二第十二項」を「附則第五条の二第七項（同条第九項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」に改め、同項第三号中「附則第五条の二第十三項」を「附則第五条の二第八項（同条第九項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」に改め、同項を同条第四項とし、同項に次の一表を加える。

第一号イ										
七千五百円	四千円									
八千五百円	四千五百円									
九千五百円	五千円									
一万三千八百円	七千円									
一万五千七百円	八千円									
一万七千九百円	九千円									
二万五百円	一万五百円									
二万三千六百円	一万二千円									
二万七千二百円	一万四千円									
四万七百円	二万五百円									
四千五百円	二千五百円									
二万円	一万円									

の二十九第三項（旧地方税法第七十二条の三十第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による申告書の提出期限が施行日以後に到来するもの（以下この条において「経過事業年度」という。）を含む。）に係る法人の事業税について適用し、施行日前に残余財産が確定した法人の当該残余財産の確定の日の属する事業年度（経過事業年度を除く。）に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

（不動産取得税に関する経過措置）

第四条 新条例の規定中不動産取得税に関する部分は、施行日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

（自動車税に関する経過措置）

第五条 新条例附則第二十三条の規定は、令和五年度以後の年度分の自動車税の種別割について適用し、令和四年度分までの自動車税の種別割については、なお従前の例による。

右のとおり、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百七十九条第一項の規定により専決処分する。

令和五年三月三十一日

群馬県知事 山本 一 太

専 決 理 由

本件については、地方税法等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 1 号）の一部が令和 5 年 4 月 1 日に施行されること等に伴い、群馬県県税条例の一部を改正する必要があるので、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分するものである。

18 地方財政法第27条の規定による 町の負担について

地方財政法（昭和23年法律第109号）第27条の規定により、令和4年度林道災害復旧事業費の一部を次のとおり町に負担させるものとする。

事業名	路線名	負担町名	事業費	負担額
林道災害復旧	奥山六車	下仁田町	円 1,375,000	円 54,000

上記のとおり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分する。

令和5年3月31日

群馬県知事 山本 一 太

専 決 理 由

事業費の確定に伴い、町の負担金の額を早急に確定する必要があるので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分するものである。

19 下水道法第31条の2の規定による 市町村の負担の変更について

令和4年第1回定例県議会で議決された令和4年度下水道事業に係る下水道法（昭和33年法律第79号）第31条の2の規定による市町村の負担金の額を、次のとおり変更するものとする。

事業名	事業費		負担 市町村名	負担額	
	議決された額	変更しようとする額		議決された額	変更しようとする額
社会資本 総合整備 (奥利根処理区)	円 476,718,000	円 503,685,000	沼田市	円 47,032,000	円 46,459,774
			みなかみ町	46,768,000	43,768,693
社会資本 総合整備 (県央処理区)	1,406,705,000	1,090,520,000	前橋市	91,721,000	79,335,249
			高崎市	109,245,000	94,409,224
			渋川市	18,280,000	15,802,496
			藤岡市	15,193,000	13,076,663
			富岡市	7,492,000	6,481,769
			安中市	7,196,000	6,224,436
			榛東村	4,050,000	3,497,851
			吉岡町	8,620,000	7,454,431
			甘楽町	4,395,000	3,802,477
			玉村町	18,083,000	15,642,832
社会資本 総合整備 (佐波処理区)	772,916,000	808,010,000	伊勢崎市	184,396,000	193,167,403
			太田市	1,854,000	204,722
社会資本 総合整備 (西邑楽処理区)	523,093,000	358,586,000	太田市	36,713,000	27,231,777
			千代田町	5,256,000	2,924,444
			大泉町	40,618,000	31,074,756
			邑楽町	14,563,000	6,308,155

事業名	事業費		負担 市町村名	負担額	
	議決された額	変更しようとする額		議決された額	変更しようとする額
社会資本 総合整備 (桐生処理区)	円 391,334,000	円 264,071,000	桐生市	円 57,436,000	円 34,953,971
			みどり市	28,314,000	17,231,713
社会資本 総合整備 (新田処理区)	121,384,000	34,223,000	太田市	29,250,000	8,187,600
単独流域 下水道建設 (奥利根処理区)	5,700,000	3,943,000	沼田市	1,486,000	1,026,440
			みなかみ町	1,364,000	942,560
単独流域 下水道建設 (県央処理区)	92,671,000	80,113,000	前橋市	14,234,000	12,283,821
			高崎市	18,044,000	15,645,312
			渋川市	2,964,000	2,566,047
			藤岡市	3,235,000	2,849,956
			富岡市	1,153,000	993,897
			安中市	1,113,000	959,781
			榛東村	688,000	597,562
			吉岡町	1,361,000	1,175,933
			甘楽町	676,000	582,616
			玉村町	2,782,000	2,399,075
単独流域 下水道建設 (佐波処理区)	30,000,000	11,000	伊勢崎市	15,000,000	5,195

上記のとおり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分する。

令和5年3月31日

群馬県知事 山本 一 太

専 決 理 由

事業費の変更に伴い、市町村の負担金の額を早急に変更する必要があるので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分するものである。

20 訴えの提起について

前橋地方裁判所令和2年（ワ）第259号弁護士選任権侵害等国家賠償請求事件判決に関し、次のとおり控訴を提起する。

1 相手方

被控訴人1名

2 事件名

弁護士選任権侵害等国家賠償請求事件

3 事件の内容及び請求の趣旨

逮捕後に係る弁護士選任権の侵害、尿検査及びDNA型資料採取が違法になされたとして、県に対し、上記の者が提起した損害賠償を求める事件について、令和5年3月24日の第一審判決において、県の主張が認められなかったため、敗訴部分を取り消し、被控訴人の請求を棄却する判決を求めるため、東京高等裁判所に対して控訴するものである。

4 事件に関する取扱い方針

県は、判決確定まで訴訟を遂行する予定である。

上記のとおり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分する。

令和5年4月5日

群馬県知事 山本 一 太

専 決 理 由

本訴訟に係る控訴の法定期限の関係から地方自治法第179条第1項の規定により専決処分するものである。

報第2号

報 告 書

1 和解について

上記について、別冊のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第2項の規定により報告する。

令和5年5月17日提出

群馬県知事 山 本 一 太

1 和解について

1 事件名

県営住宅の家賃支払請求等和解申立事件

2 相手方

申立日	住 宅 名	住 所	氏 名
令和5年4月5日			

3 和解の内容

(1)上記の者は、県に対し、滞納家賃を分割して毎月末日までに支払う。

(2)上記の者は、県に対し、本件建物に係る家賃を毎月末日までに支払う。

4 事件の内容

上記の者は、県営住宅の家賃を長期にわたり滞納している者であるが、長期の分納を申し出たため、訴え提起前の和解申立てを行ったものである。

5 事件に関する取扱い方針

相手方が裁判所に出頭しない等和解に応じない場合は、県営住宅の明渡し及び滞納家賃等の支払を求める訴えの提起を行う。

上記のとおり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により訴え提起前の和解申立ての専決処分を行った。

群馬県知事 山 本 一 太

専 決 理 由

本件については、議会の議決により指定された軽易な事項に該当するので、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分するものである。